

平成 24 年度統計法施行状況報告の事項別推進状況及び 審議における共通的な視点等

(第 3 ワーキンググループ審議担当分野 (抜粋))

○ 統計ニーズの継続的な把握・活用	1
○ 統計に対する国民の理解の促進	3

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

3 経済・社会の環境変化への対応

(1) 統計ニーズの継続的な把握・活用

【本文】		【今後の施策の方向性についての基本的な考え方】 (平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告)
<p>ア 現状・課題等</p> <p>時代の変化や社会のニーズに的確に対応した公的統計の整備及び提供を行う観点から、以下の点に留意しつつ、統計利用者のニーズを把握し、公的統計の改善に活用することが必要となっている。</p> <p>① 社会の情報基盤として必要な統計を提供することは、政府の基本的な責務の一つであるとの認識の下に、利用者の視点も踏まえつつ、その作成及び提供に努めること。</p> <p>② 統計利用者のニーズを把握するに当たっては、情報通信技術を活用するなど、統計利用者側の利便性の向上を図ること。</p> <p>③ 府省横断的なニーズについては、統計委員会が統計利用者との意見交換を随時実施し整理・検討を行った上で、その結果を関係府省における統計の整備及び提供や基本計画の見直し等に活用すること。</p>	<p>イ 取り組みの方向性</p> <p>統計ニーズを的確に把握するため、従来から各府省が実施してきた個別の取組に加え、統計利用者の要望等を幅広く把握するとともに、統計利用者との意見交換の場を設け、府省横断的な統計等の整備・改善に反映する。</p>	<p>○ 未曾有の災害の中で、各調査実施者及び統計調査員を含む地方公共団体の努力により、被災状況の把握・復興等に向けた統計情報の提供や、統計調査がほぼ震災以前の状態に復したことは評価できる。ただし、大規模災害時の被災県や調査員等への対応については、検討の余地もある。</p> <p>○ また、統計委員会委員長談話や平成22年度統計法施行状況の審議結果報告書の指摘を踏まえ、①補完的・補足的な調査や推計の実施、②利用者の誤解を招かないよう、特別の取扱いやこれらの措置に関する情報の適切な公表が行われたものと考えられる。</p> <p>○ 一方、基本計画における緊急ニーズの対応については、大規模災害の発生を想定したものではなかったが、有効に機能したものと考えられる。ただし、将来に備え、今回講じた統計作成上の特別の措置や、それらの措置に関する国民への一元的な情報提供、欠測値の適切な補完集計等も含めた対応状況に関して、整理・保存しておくことが必要である。</p> <p>○ e-Statを含む政府統計共同利用システムは、国民等にとっての有用な統計データの適時な提供や、報告者の負担軽減・効率的な統計作成等を図る上で重要である。このため、総務省を中心にした各府省は、統計データの有用性の向上を図る観点から、ニーズやコスト面にも留意しつつ、e-Stat利用者の利便性の更なる向上を図ることが必要である。その際、総務省は、e-Stat上に設けられているアンケート機能の充実を図るなどして、利用者の属性や利用実態等の把握に努め、更なる情報提供機能等の改善に向けた検討に活用するなどの方策についても検討が必要である。</p>

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
129	第3 2 統計リ ソースの確 保及び有効 活用 (1) 統計リ ソースの確 保及び配分 の在り方並 びに有効活 用 オ 緊急ニー ズへの対応	○ 緊急ニーズが生じたときは、原則として、行政記録情報等及び既存統計調査結果を活用する。 その際、既存統計の特別集計に加え、継続的に実施されている統計調査に対する調査事項の付加や、附帯調査として実施することについても検討する。調査が複数府省の所管になる場合には、必要に応じ総務省が調整を図る。	関係府 省	平成21年度 から実施す る。		○ 東日本大震災において、以下の対応を実施 ・既存の調査のサーベイをふまえ被災自治体の復興状況の把握が可能となる指標の設定、指標データの収集、整理を行うことで、被災自治体が自らの復興状況を把握するための統計データ等の基礎的なプラットフォームを構築し、各自治体が活用できる情報の提供を行った。 【復興庁】 ○ 東日本大震災において、以下の対応を実施 ・住民基本台帳人口移動報告について、住民基本台帳を活用し、岩手県、宮城県及び福島県を中心とした東日本大震災後の人口移動への影響について特に分析を行い、各県、関係機関に公表・提供した。 ・平成24年就業構造基本調査について、岩手県、宮城県及び福島県における、東日本大震災の仕事への影響に関する速報値の公表を行った。 ・平成25年住宅・土地統計調査について、有識者を含めた「平成25年住宅・土地統計調査に関する研究会」における検討の結果、調査事項に震災に伴う転居、震災前の住居、震災の影響による改修工事等の状況を追加。【総務省】 ○ 平成24年度においては、「東日本大震災と農林水産業基礎統計データ(図説)」を更新するとともに、新たに「平成23年被災市町村別農業産出額」を公表。 ○ 東日本大震災による農業経営体及び漁業経営体の被災・経営再開状況について、平成25年3月11日現在の状況確認を実施。平成25年度公表予定。【以上農林水産省】 ○ 平成23年3月11日の東日本大震災に関連して、被災地及び被災地以外で分けて作成した鉱工業生産指数(試算値)や津波浸水地域における鉱工業事業所の生産額試算等について、毎月更新を行い、東日本大震災関連の統計のホームページにおいて公表している。【経済産業省】	継続実 施	—	○ 国全体で、国民の生命・財産に不可逆的かつ重篤な被害を与える状況が生じないしは進展している際には、国・自治体が保有する統計マイクロデータを含む個人の非公開情報を当該個人のリスク回避のために緊急利用可能である基本原理を確立すべきである。
130		○ 上記により難く、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務を簡素化・迅速化することにより対応する。	総務省	平成21年度 から実施す る。		○ 直接該当する承認申請事例はなかったが、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務を簡素化・迅速化することにより対応予定。	継続実 施	—	
147	3 経済・社 会の環境変 化への対応 (1) 統計 ニーズの継 続的な把 握・活用	○ 各府省の政策部門、関係学会、経済界等の統計利用者との意見交換を随時実施し、府省横断的な統計作成基盤の整備、新たな統計の整備等を中心とした統計利用者のニーズへの対応について絞り込んだ検討を行った上、その結果を関係府省における統計の整備及び提供、基本計画の見直し、諮問事項の審議等に活用する。	内閣府 (統計 委員会)	平成21年度 から実施す る。		○ 統計利用者のニーズを把握し、将来的な統計の整備等に活用するために、「統計委員会委員と統計利用者との意見交換会」を平成25年3月に実施。公的統計における統計データの二次利用の促進について、統計利用者から意見を聴取し、統計委員会委員及びオブザーバーの各府省と意見交換を行った。	継続実 施	—	○ 統計ニーズの把握のためには、学会との連携等により総務省統計局の研究能力の拡大も必要ではないか。
148		○ インターネット上の「政府統計の総合窓口」(e-Stat)の活用などにより、幅広く統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズを把握するとともに、把握した要望及びe-Statの利活用状況等を各府省と共有することにより、各府省における統計の整備及び提供を支援する。	総務省	平成21年度 から実施す る。		○ 「政府統計の総合窓口」(e-Stat)を活用し「統計ニーズに係るアンケート」を平成21年10月から開始し、平成24年度においても引き続き統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズの把握を行った。また、各府省に情報提供を行い、統計の整備及び提供を支援した。さらに、意見等に基づく各府省の対応状況についても把握を行い、公表を行った。	継続実 施	—	

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

3 経済・社会の環境変化への対応

(3) 統計に対する国民の理解の促進

【本文】	
ア 現状・課題等	イ 取り組みの方向性
<p>近年、個人情報保護意識や、企業の情報管理意識の高まりに伴い、統計調査への協力が得られにくくなっており、これが統計精度や調査の円滑な実施に影響を与えている。</p> <p>このような中、公的統計は国や地方公共団体のみならず、個人や企業が合理的な意思決定を行う上での重要な情報基盤であり、統計調査に協力することが国民生活の向上や行政運営の改善等につながることを国民に正しく理解してもらうことが重要である。</p> <p>このため、調査の対象となる個人や企業等に統計調査への協力を求めるための広報・啓発活動や要請活動を効果的に実施するとともに、初等教育から高等教育に至るまでの各段階において統計リテラシー注10や統計倫理注11を重視した統計教育を拡充する必要がある。</p>	<p>調査対象者が、協力した統計調査の集計結果等がどのように役立っているか、あるいは協力しなかった場合の不都合について十分理解できるよう、個人や企業への広報・啓発活動の具体的方策を検討するとともに、統計調査を円滑に実施するために、業界団体等に対して要請等を行う。</p> <p>また、小・中・高等学校の教員が児童、生徒に対して、統計の有用性や統計調査への協力の重要性に関する教育を適切に行えるよう、教員への研修の充実を図るとともに、教材の提供等を適切に行う。さらに、大学生、社会人等に対しては、情報提供や講義など統計に対する理解・関心を深めるための活動を行う。</p>

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
152	第3 3 経済・社会の環境変化への対応 (3) 統計に対する国民の理解の促進 ア 国民・企業への広報・啓発活動の充実	○ 各府省の協力を得て、ホームページ等から、統計調査結果の有用性や調査に協力しない場合に生じる不都合などの情報とともに、より分かりやすく、使いやすい形態の調査結果を提供するための具体的方策を策定する。	総務省	平成21年度に実施する。	実施済は妥当。	<p>○ 統計基盤の整備に関する検討会議の下に置かれた「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」(注)を平成21年度に4回開催し、各府省等の協力を得て、統計に対する国民等の理解促進を図るためのホームページ等による広報・啓発活動の充実に向けた具体的方策について検討。</p> <p>○ 上記検討結果を踏まえ、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」(平成22年3月30日付け各府省統計主管部局長等会議申合せ)を策定。</p> <p>(注)「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」は、①調査非協力者に対する具体的な対処方策の検討、②HP等において、調査結果の有用性や調査非協力に伴う不都合等の情報とともに、より分かりやすく使いやすい形態の調査結果を提供するための具体的方策の策定等について検討することを目的として、「統計基盤の整備に関する検討会議」の下に設置されたもので、関係府省から構成され、オブザーバーとして一部の地方公共団体も参加。</p>	実施済		○ 回答率の低下の背景にある、個人情報保護と統計調査による実態把握の必要性の混同をできるだけ解消できるよう、国民の理解を得るための広報活動を充実させるべきではないか。

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
153	第3 3 経済・社会の環境変化への対応 (3) 統計に対する国民の理解の促進 ア 国民・企業への広報・啓発活動の充実	○ 上記の具体的な方策に基づいて、ホームページの掲載内容等の改善を図る。	各府省	平成21年度に実施する。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 人事院ホームページには、人事院勧告当日、参考資料として「民間給与関係」の調査結果を、併せて、その説明として「職種別民間給与実態調査結果の概要」を掲載している。また、職種別民間給与実態調査等の結果を「民間給与の実態」等として取りまとめ、その内容をExcel形式で掲載し、利用者にとって分かりやすく、利用しやすい形で提供している。 ○ 調査協力の礼状の中に、人事院ホームページで結果の概要を掲載することを記載している。【以上人事院】 ○ 統計局等ホームページを通じた統計の広報に関する今後の取組を示した統計局の広報に関する行動計画を作成。 ○ 国民・企業への広報・啓発活動の一環として、「親しみやすい」などの3つの観点からホームページをリニューアルし、平成25年3月から運用中。【以上総務省】 ○ 最適化計画に基づき共通メニュー化等への対応を実施しているところ、適時掲載内容等の改善を実施。【法務省】 ○ 統計情報のページについて、利用者の利便性の向上の観点から、以下の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」等に基づき、活用事例等の掲載を順次行っている。 ・ウェブアクセシビリティに対応したページにリニューアルするとともに、トップページに統計調査実施のお知らせコーナーを作成した。【厚生労働省】 ○ 平成22年度にホームページの利用者の利用状況やニーズを把握する統計情報の要望欄を設ける等、所要の改善を図った。【農林水産省】 ○ 調査結果をより分かりやすく、使いやすい形態で提供するとの観点から、東日本大震災関連の統計情報について、引き続き当該情報を集約した専用ページから発信している。 ○ 経済産業省の統計を紹介したリーフレットについて、パソコンやスマートフォン等に対応した電子パンフレットを作成し、ホームページに掲載した。【以上経済産業省】 ○ 最適化計画の別紙5「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に準拠して掲載を行っている。【国土交通省】 	継続実施	—	
154	第3 3 経済・社会の環境変化への対応 (3) 統計に対する国民の理解の促進 ア 国民・企業への広報・啓発活動の充実	○ 報告者に統計の有用性を理解してもらうための効果的な周知に努めるとともに、統計調査の円滑な実施を図るため、各府省が一体となってマンション・ビル管理の業界団体等に対する協力を要請する。	総務省、各府省	平成21年度から実施する。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年就業構造基本調査を円滑に実施するために、国土交通省を通じて、マンション管理団体等への協力依頼を実施した。 ○ 平成21年度に策定した「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」において、統計調査の円滑な実施を推進するための方策として、①調査対象者に対する統計調査の実施に関する事前広報の強化、②業界団体等に対する統計調査の円滑な実施のための協力要請等に関する具体的な方策を示し、各府省は、本行動指針に沿って、所要の取組を積極的に実施することとしたところ。平成25年3月「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」において、平成24年度までの各府省における取組状況・推進状況について、平成25年4月末まででフォローアップを各府省に依頼。【以上総務省】 	継続実施	—	○ 小学校・中学校・高校・大学において、正確な統計の重要性とその活用について教育することがもっとも効果的だと思います。とくに、社会（と理科）で統計を活用する授業を展開する。実際、センター試験の地理などは、統計がふんだんに使用した問題が多く出されています。このことは、教室では現に統計を用いた授業が行われていることを示しています。それらを、政策立案や自分の生活の問題として捉えるように教育がなされれば、統計に対する見方も変わるように思います。
155	イ 非協力者への対処方針	○ 各府省や地方公共団体等の協力を得て、統計調査への非協力者に対する具体的な対処方策について検討する。	総務省	平成21年度に結論を得る。	実施予定のものを除いて実施済は妥当。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」において、統計調査への非協力者に対する具体的な方策として、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針（平成22年3月30日各府省統計主管部局長等会議申合せ）」を策定。上記行動指針を実現するため、各府省の意見を踏まえ、平成25年3月に「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を総務省政策統括官（統計基準担当）決定として取りまとめた。 	実施済	—	

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
156	イ 非協力者への対処方針	○ 上記の具体的な対処方策に基づいて、所管の統計調査における非協力者に対処する。	各府省	平成22年度から実施する。		<p>○ 職種別民間給与実態調査の重要性が理解されるよう人事院ホームページで周知している。調査に非協力的な者に対しては、調査の趣旨、重要性を丁寧に説明することで、調査への協力が得られるよう対処している。</p> <p>【人事院】</p> <p>○ 調査実施に当たって、調査目的、対象、調査事項等について詳しく説明するほか、公表物においても調査結果を理解しやすいように工夫するなどにより協力度を上げる努力をしている。【内閣府】</p> <p>○ 「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づき、以下の取組（主なもの）を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計調査の重要性及び必要性を国民に理解してもらうことを目的として、統計調査の利活用事例や最新の統計調査結果を用いた広報冊子を作成し、各種図書館での閲覧や各種イベント会場で配布する等、統計調査に対する理解増進に努めた。 ・平成24年就業構造基本調査を円滑かつ正確に実施するため、関係省庁と連携を図り、調査実施上の対応が必要となるマシヨ管理団体を始めとし、企業、経済団体、業界団体等に対し協力依頼を行った。 ・平成24年度経常調査を円滑かつ正確に実施するために、地方自治体と相互協力し、ポスター掲出及びリーフレット、新聞やラジオCM等による広報を行い、広く国民一般に対する理解増進に努めた。 <p>【総務省】</p> <p>○ 法人企業統計調査等において、各調査期の未回答法人に対し、電話・葉書などにより調査への協力を依頼し、調査統計への理解が深められるよう努めている。</p> <p>【財務省】</p> <p>○ 調査対象者に対し、調査の趣旨等を説明の上、調査依頼をしているが、非協力的な場合は重ねて説明して調査票の提出を促すなど理解が得られるよう努めている。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>○ 調査への協力が得がたい場合、現場の職員が非協力者の下に直接出向くなどにより調査の趣旨や調査結果の利活用例などを説明し、調査への理解が得られるよう努めている。【農林水産省】</p> <p>○ 経済産業省では、非協力者の提出促進を図るため、毎年、「調査票提出促進運動」を実施している。平成24年度においては、経済産業省、経済産業局、都道府県において非協力状態である約3,400事業所に対して、電話・訪問等による提出の督促を行った。その結果、約800事業所（非協力状態事業所に占める割合約24%）から、調査票の提出に向けた意思表示を得た。</p> <p>非協力状態である約3,400事業所のうち、特に協力要請を重点的に行う必要がある約380事業所への督促結果についてみると、約150事業所（非協力状態事業所に占める割合約39%）において未提出状況の改善が図られ、非協力事業所全体を大きく上回る成果となった。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>○ 調査対象者へ調査依頼を行う際には、調査の趣旨や調査結果の公表、また、調査の活用事例等について提示しており、非協力者には、上述のような事項を説明し、調査への協力を重ねて促すなど、統計調査の円滑な実施に努めている。また、「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」でまとめられた行動指針等も参考として、統計調査への理解が得られるよう努めている。【国土交通省】</p>	継続実施	—	○ 学校教員・生徒を統計調査員あるいはその補助者として参加可能な制度を確立し、国の統計は国の将来を担う生徒が徴集に協力し、地域の姿を明らかにする報告、地域の将来を統計に基づき報告するなどの実践的社會教育を開発することで、広く地域コミュニティにおいて統計に協力することを当然とする気質を醸成すべきである。初中等教育社会科において基幹統計調査への協力が、納税と同様国民の義務であり、データの活用によって正しい政策、意思決定が行われることは、選挙における投票と類似の決定手続きであることを教育すべきである。

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
157	第3章 経済・社会の環境変化への対応 (3) 統計に対する国民の理解の促進 ウ 統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充	○ 教員への研修について、以下の事項を実施する。 ・ 統計研修所で実施する研修に、教員を積極的に受け入れる。 ・ 現在実施している教員への研修における受入人数の拡大や研修内容の充実を図る。	総務省	平成23年度から実施する。		○ 平成24年度統計指導者講習会の参加者に対して、統計研修所の研修を周知するとともに、都道府県統計主管課に対して、関係する学校、教員等への周知協力を依頼。 ○ 上記統計指導者講習会において、小学校、中学校及び高等学校別に統計教育の事例報告を実施するとともに、統計教育の実践方法等に関する班別討議、総務省統計局のデータを活用した実践事例（実践講習）を実施するなど、研修内容を充実。 ○ 統計研修所では、平成24年8月に、千葉県内の高等学校の教学担当教員に対する研修を実施した。 ○ 教員に対し統計研修所の研修の周知を図るため、文部科学省の協力を得て、「平成25年度統計研修所の案内」リーフレットを、各都道府県教育委員会に配布。	継続実施	－	○ 統計職員経験者、統計的品質管理指導者などがリタイアした際、地域学校における実践的統計教育の補助者として活用できる教育補助制度を確立することが望ましい。また、改訂学習指導要領を実践しなければならない、教員、教育系大学学生を統計実務・業務にインターンシップさせるなども教育系大学に対して提案すべきである。
158		○ 各府省や統計関連学会の協力の下、各府省がホームページから統計調査の結果を提供するに当たり、統計調査の具体的な有用性や調査への協力の重要性に対し、児童、生徒が関心を持つような分かりやすい教材を併せて掲載するための具体的な方策を検討する。	総務省	平成23年度までに結論を得る。		○ 「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」において、具体的方策の検討を行い、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に検討した具体的方策を平成25年1月31日付けで追記した。	実施済	－	
159		○ 上記の具体的方策を踏まえ、ホームページの掲載内容を改善する。	各府省	平成24年度から実施する。		○ 学習指導要領の改訂に併せて、高校生向け学習サイト「なるほど統計学園高等部」を作成した。（平成25年4月5日公開） ○ 小・中学生向けサイト「なるほど統計学園」及び先生向けサイトについては、内容を随時更新している。 【以上総務省】 ○ 統計学習に関する情報提供や、他省等が運営している児童・生徒向け統計学習サイトを紹介するページを作成し、既存のこども向けページ等に掲載した。【厚生労働省】 ○ キッズページにおける今後のコンテンツ拡充に際して利用者のニーズを反映させるため、小学生から教育関係者を始めとした大人までを対象とした、キッズページに関するアンケートサイトを設置した。【経済産業省】	継続実施	－	○ 初中等教育における統計教育、指導要領自体に、統計による社会課題解決の基本プロセス、不確実性をどのようにマネジメントするか、単に計算や手続きでない、生存の智慧の考え方がより徹底されるよう働きかけるべきである

注) 斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容